

平成 31 年度

税制改正意見書

東海税理士会

【目次】

はじめに	1
------------	---

I 基本的な考え方

国税通則法関係	2
税務行政関係	2
所得税・法人税共通関係	3
所得税関係	3
法人税関係	3
相続税・贈与税関係	4
消費税関係	4
地方税関係	5

II 重要な改正要望事項

【所得税】

1. 人的控除を抜本的に見直すこと。

6

【消費税】

1. 複数税率は税制の基本原則である「公平」「中立」「簡素」のいずれにも反するものであり、その導入に断固反対する。
2. 帳簿方式を維持し、インボイス方式の導入には断固反対する。

7

8

【地方税】

1. 課税標準及び税額の計算並びに申告方式を国税と統一すること。

9

III 改正要望事項

【一 国税通則法・税務行政関係】

1. 税務行政に関する手続を整備し充実させるため、税務行政手続に関する法整備をし、納税者権利憲章を定めること。
2. 国税通則法 99 条を廃止すること。

10

10

3. 電子申告等のさらなる普及・利用促進を図るための施策を講じること。.....	11
(1) 受付時間をさらに拡大すること。.....	11
(2) e-Tax と eLTAX の受付システムを一元化すること。.....	11
(3) 電子申告に対応していない別表は、イメージデータによる提出ができるように すること。.....	11
(4) ダイレクト納付の利便性を向上させること。.....	11
4. 税務署に提出した届出書・申請書・申告書について、提出書類の閲覧のみでなく、 謄写ができる措置を講じ、かつ、その手続きを簡素化すること。.....	12
5. 贈与税課税価格及び税額の開示を相続人の各人別に開示すること。.....	12
6. 税に関する窓口を一本化すること。.....	12
7. 印紙税は廃止すること。.....	13

【二 所得税・法人税共通関係】

1. 減価償却制度を簡素化すること。.....	14
2. 少額減価償却資産に関する金額基準を統一すること。取得価額 30 万円未満の少額 減価償却資産を取得時全額損金算入又は必要経費算入とし、一括償却資産の 3 年償 却制度及び中小企業者等の即時償却の特例を廃止すること。.....	14
3. 親族の範囲を見直すこと。.....	15
4. 社会保険診療報酬の所得計算の特例に関する制度を廃止すること。.....	15

【三 所得税関係】

1. 給与所得控除額及び公的年金等控除額について、より実態的な担税力を反映する金 額もしくは算定方法に見直すこと。.....	16
(1) 給与所得控除額を見直し、概算控除額を実額控除額に近づけること。.....	16
(2) 公的年金等控除額の抜本的な見直しを図ること。.....	16
2. 寡婦控除及び寡夫控除に婚外子を有する者を対象に加え、適用要件を見直すこと。	17
3. 年少扶養控除の復活をすること。.....	17
4. 医療費控除を簡素化し、将来的には廃止すること。.....	18

5. 担税力を喪失した事実に対しては、損益通算・損失の繰越等を通じて適切に手当すること。	18
(1) 土地建物等の譲渡益について、事業所得等の損失との損益通算および純損失の繰越控除を適用すること。	18
(2) 不動産所得にかかる損益通算の特例を廃止すること。	18
(3) 青色申告書を提出した年分の純損失の繰越控除期間を短くとも7年に延長すること。	19
(4) 雑損失の金額の繰越控除期間を5年に延長すること。	19
(5) 居住用財産の譲渡損失及び繰越控除の特例について、買換要件及び借入要件を撤廃すること。(新規)	19
(6) 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除期間を延長すること。(新規)	19
6. 青色事業専従者給与の必要経費算入の規定を適用するに当たり、形式的要件のうち従事期間要件を廃止すること。	20
7. 年の中で死亡した場合の所得税の確定申告(準確定申告)の申告期限及び諸届の提出期限を延長すること。	20
8. 「記入済み申告制度」の導入を検討すること。	20
9. 財産債務調書の提出制度を廃止すること。	21

【四 法人税関係】

1. 職務執行の対価である役員報酬については、当然に損金算入が認められるべきであることから、その損金算入要件を緩和すること。	22
(1) 役員給与の損金不算入規定を見直すこと。	22
(2) 「定期同額給与」の定義を明確にすること。	22
(3) 定期給与を支給しない役員に対して支給する「事前確定届出給与」について届出要件を緩和すること。	22
2. 「同族会社の行為計算否認規定を準用する」とは減額更正を含む取扱いであることを明確にすること。	23
3. 交際費等の損金不算入制度を廃止すること。	23
4. 一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従い計上した引当金は、その損金算入を認めること。	23
(1) 賞与引当金、退職給付引当金の繰入について損金算入を認めること。	23
(2) 貸倒引当金の繰入について損金算入を認めること。	24
5. 欠損金の繰越控除額を制限しないこと。	24
6. 特定同族会社の留保金課税は廃止すること。	24

【五 相続税・贈与税関係】

1. 相続税の生命保険金及び退職金の非課税限度額を引き上げること。25
2. 相続税の連帯納付義務を廃止すること。25
3. 相続税の申告期限を現行の10ヶ月から1年とすること。25
4. 財産評価基本通達で示されている財産の評価方法を見直すとともに、評価に関する基本事項を法令で規定すること。26
5. 取引相場のない株式の財産評価については次の通り改正すること。26
 - (1) 取引相場のない株式の財産評価において同族関係者の範囲を見直すこと。26
 - (2) 取引相場のない株式の評価において、純資産価額で評価する場合に取引価額で評価する特例を廃止すること。26
6. 格差の固定化につながるような教育資金贈与、結婚子育て資金贈与の非課税制度は早急に廃止すること。27
7. 法定相続情報証明制度を利用した証明書を、相続税申告書の添付書類とできるようにすること。(新規)27

【六 消費税関係】

1. 段階的に消費税の免税点を引き下げ、将来的に基準期間による納税義務の判定を廃止すること。28
2. 簡易課税制度については次の通り改正すること。28
 - (1) 簡易課税制度については、届出制を廃止し、当該課税期間における課税売上高により選択できる制度とすること。28
 - (2) 簡易課税制度の将来的な制度廃止を見据えた上で、みなし仕入れ率を引き下げ、益税を排除すること。29
3. 消費税法上、選択可能な各種特例制度の規定について、選択後2年間の継続適用を廃止すること。29
4. 調整対象固定資産を取得した場合の納税義務の判定の特例(消費税法第9条第7項及び同法第12条の2第2項)を廃止すること。(新規)30
5. 消費税の各種届出書について、国税通則法第10条第2項の適用項目とすること。30
6. 課税仕入れにかかる「帳簿及び請求書等」の保存規定を、平成9年3月31日以前の「帳簿又は請求書等」に改めること。30

- 7. 法人における消費税の確定申告書の提出期限について、法人税の確定申告書の提出期限の延長を受けている法人については、消費税も同様に、課税期間終了後3ヶ月以内（連結事業年度にあつては4ヶ月以内）とすべきである。 31
- 8. 「消費税の還付申告に関する明細書」の様式を必要最低限の内容に簡略化すること。 31
- 9. 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者に該当する事業者については「課税売上割合が95%以上の場合の全額控除」の規定を適用できるよう改正すること。 32

【七 地方税関係】

- 1. 法人事業税の外形標準課税制度について、資本金1億円以下の中小法人には適用しないこと。 33
- 2. 個人事業税の事業主控除額を法人役員の給与との平衡を考慮した水準とすること。 33
- 3. 事業税における社会保険診療報酬の課税除外措置を廃止すること。 33
- 4. 事業所税を廃止すること。 34
- 5. 固定資産税について次の改正をすること。 34
 - (1) 少額減価償却資産（30万円未満）については、固定資産税の対象から除外すること。 34
 - (2) 償却資産の課税標準額を1円まで償却できるようにすること。 34
 - (3) 償却資産の申告期限を1ヶ月程度延長すること。 35
 - (4) 固定資産税の免税点を引き上げること。 35
- 6. 法人と個人の道府県民税均等割の不均衡を是正すること。 35
- 7. 所得税確定申告書の住民税に関する事項欄に、上場株式等の配当等についての課税の選択欄を設けること。**（新規）** 35

はじめに

本意見書は、税理士法第 49 条の 11「税理士会は、税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。」との規定に基づき、東海税理士会が所属各支部及び所属各会員に広く意見を求め、東海税理士会調査研究部が取りまとめ、理事会決議を経て作成されたものである。

具体的には、税制は常に「公平」「中立」「簡素」を原則とするが、同時にすべてが充足されるものではない以上、租税の分類の一つである「所得課税・消費課税・資産課税等」がバランスよく制度設計されなければならないことを基本理念とし、「あるべき税制」の構築を目指して下記の視点から意見書の作成を行った。

1. 公平な税負担

公平原則は税制において最大の目的規範であり、公平な税負担とは納税者がその能力に応じて等しく負担する税制とされる。少子高齢化がますます進展する社会状況に適合した応能原則と租税の持つ再分配機能により公平な税負担を目指す税制が必要である。

2. 国民にとってわかりやすい税制

わが国は、国税を中心に申告納税制度を採用しているが、その実体は簡素なものとは言い難い。納税者の理解と支持が得られる税制が必要である。

3. 時代に適合した税制

税制は、その時々々の経済状況や社会情勢に迅速に対応しなければならない。経済活動の活性化を目指す税制のみでなく、とりわけ中小企業の活力ある発展を支援する税制が必要である。

4. 透明な税務行政

平成 23 年の国税通則法改正により納税環境整備が一步前進し、平成 26 年には行政不服審査法の改正に伴う国税通則法改正が行われたが、公正な税務行政の執行にはさらなる公平性と透明性が必要である。又、「納税者権利憲章」の制定に向けた議論の展開が望まれる。

5. 納税事務の合理化

電子申告制度の導入により納税事務の合理化は着実に進展しているが、社会保障・税番号制度の適正運用拡大により、納税者の事務負担軽減を一層進める整備が必要である。

税理士には、税理士法第一条により、税務に関する専門家としての社会的使命が期待されており、国税庁等の官公署に建議し、又はその諮問に答申することは権利でもあるが同時に税理士法に要請される使命に基づく義務でもあるといえる。

その意味で本会は、税制ばかりではなく税務行政にも知識と識見を有する者としてここに意見を表明する。

I 基本的な考え方

国税通則法関係

納税義務が憲法によって国民に課せられた義務である以上、課税の公平と税務行政の公正性、透明性は法律によって担保されなければならない。

申告納税制度においては、時として課税権者と納税者とが法解釈をめぐって対峙関係に立つのは不可避であって、そのために一般の行政手続とは異なる手続が必要となる。現行法制では、税務行政手続に関する規定は国税通則法にその主たる部分を委ねる法形式を採用しているが、その国税通則法には、従来、特に質問検査権の行使や更正といった課税権者側が能動的である部分について、納税者を保護する手続規定が存在していなかった。これとは逆に、事後手続である不服申立等については一定の法整備がなされており、このアンバランスが税務行政を不透明なものにしていた。これに対して平成 23 年度税制改正において、更正の請求期間が延長されるなどの改正がなされたが、納税者の権利保護という観点からは、改善されるべき問題点はまだ多く、納税者権利憲章を制定することが不可欠である。

「行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資する」（行政手続法 1）という観点からも、税務行政手続の更なる整備が望まれる。

税務行政関係

情報技術化が著しい社会変化に呼応して、電子申告等の利用率を向上させていくことは、課税庁のみならず、納税者の利便性拡大にも寄与する。近年の運用改善により、電子申告等の利用は急速に拡大しているが、さらなる利便性向上を図るための施策を提言する。

また、平成 28 年 1 月 1 日から法人番号の利用が開始されたことから、国税と地方税で重複する事務について、課税庁の税務コスト削減と納税者の利便性向上を図ることを目的として、e-Tax と eLTAX の受付システムの一元化をはじめ、さらなる事務の効率化、利便性向上が必要である。

さらに、経済の国際化や、通信手段等の革新に伴う経済取引状況の変化に対応することができず、その課税要件を容易に回避されてしまうような税制については、抜本的な見直しが必要である。

とりわけ印紙税については、ペーパーレス化を推進する流れによって文書を課税客体とする趣旨に合理性がなくなっている。また、ペーパーレス化の進んだ大企業とそうでない事業者等との間に課税上の著しい不公平も生じている。

現在の法が施行された当時には全く想定されていない状況になっていることを考慮す

ると、印紙税は廃止すべきである。

所得税・法人税共通関係

わが国において、所得税及び法人税は基幹税のひとつとして、長年にわたり重要な役割を果たしてきた。しかし、現代における社会環境や経済環境に必ずしも適合しない規定が残存しており、また、従前において累積的に実施されてきた改正や特別措置の加除により種々の不整合・不公平が見受けられる。これらの点は、より「公平」「中立」「簡素」な税制を追求するなかで、改正されていくべきものとする。

所得税関係

所得税は個人の所得に対する租税であり、基礎控除等の人的諸控除および累進税率と結びつくことによって、担税力に即した公平な税負担を可能にするものである。

平成 29 年度税制改正の配偶者控除・配偶者特別控除の見直しに続き、平成 30 年度税制改正大綱では、給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替、給与所得控除の見直し、公的年金等控除の見直し、基礎控除の見直しが行なわれた。しかし中長期的な視野に立つ抜本的な改革には程遠いものであり、引き続き真に「公平」かつ「中立」な税負担を実現する新たな仕組み、適正な申告納税を確保しうる環境、そして「簡素」でわかりやすい税制を、構築していくことを念頭に改正意見を表明する。

昨年度、平成 29 年度税制改正に対する反対意見として、配偶者控除をはじめとする基礎的人的控除を移転的基礎控除とする案を示したが、もはや各所得控除を個別に検討するだけでは足りず、配偶者控除・配偶者特別控除以外の人的控除を含め、その方式についても所得控除、(給付付き) 税額控除、ゼロ税率を含めて総合的に検討すべきである。

改正に当たっては、著しい増税とならないよう配慮する必要はあるものの、長期的な視点に立ち、「公平」「中立」「簡素」な税制の実現を要望する。

法人税関係

法人税法は、一般に公正妥当と認められる会計慣行により確定した決算に基づき課税することを基本としながらも、企業が各種の会計処理を行う場合に、選択肢を限定する、もしくは、保守的な会計処理を抑制することにつながる規定が数多く存在している。しかし、このような法人税の規定は、企業会計において本来あるべき会計処理を容認しないものとなっているため、早急に見直す必要がある。

相続税・贈与税関係

相続税は、資産の集中を排除し、富の再分配という機能を有している。富の再分配機能は、世代間格差の是正や人生の機会均等など、公平性の観点から重要な機能であると理解される。

この点、平成 27 年に課税ベースの拡大と税率引き上げによる相続税の課税強化が行われたことにより、再分配機能の促進が期待される。本改正の結果、今までより多くの相続人が、相続税の申告・納税を行うこととなったが、残された相続人等の今後の生活の基盤となる遺産等については、更なる配慮が必要と考える。

一方、贈与税は、非課税制度が拡充されたことによって、相続税を補完する機能が脆弱化しているという問題や資産格差が世代間継承される問題が生じている。「格差の固定化」につながるような教育資金贈与、結婚子育て資金贈与などの非課税制度は早急に廃止すべきである。

消費税関係

平成元年 4 月に導入された消費税は、現在の形になるまで幾多の改正を重ね、国民生活にも根付き、それゆえに経済全体に与える影響も大きい税制である。今後も消費税は増大する社会保障費等を賄う中核財源と位置付けられ、その役割はますます大きくなると思われる。

そして「社会保障と税の一体改革」の趣旨を踏まえ、平成 26 年 4 月 1 日から税率が 8 % へ引き上げられ、平成 31 年 10 月 1 日から税率が 10% へ引き上げられる。一方で益税・損税の問題など、従来からの懸案事項の多くが棚上げとなったままであり、税率改定により、その影響額が一層増大する結果となる。

税制は、負担者たる納税者がその公平性に納得のいく仕組みを構築し、かつ常に経済状況をはじめとする様々な変化に迅速かつ適切に対応すべきである。

よって、今後も消費税法改正議論としては、付加価値税先駆者である海外諸国の税体系及び現状課題の分析も含めて、わが国にとって成熟した間接税のあり方を検討することが本質的な課題といえる。中でも逆進性対策としての複数税率及び同時に導入が見込まれている適格請求書保存方式に関しては、一層の議論が不可欠となる。平成 28 年度税制改正では複数税率制度については飲食料品（食品表示法に規定する食品で外食サービスを除く）と一定の新聞を対象に平成 31 年 10 月 1 日から導入するとし、併せて複数税率制度に対応した仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式を平成 35 年 10 月 1 日から導入するとした。しかし、複数税率制度は税制の基本原則である「公平」「中立」「簡素」のいずれにも反するものであり、導入はすべきではない。

地方税関係

地方税制においては、応益負担を基本的な理念として、地方自治体が自主的に活用可能な財源を確保できるようにする必要がある。三位一体改革により、税源移譲は行われたものの、地方分権は道半ばといわざるを得ない。租税特別措置による政策的・暫定的な改正ではなく、税源の普遍性や税収の安定性などの観点から、地方自治体が主体的に課税し、受益と負担の対応関係が明確な税制を目指して、国税を含め抜本的な税制改革を行う必要がある。

Ⅱ 重要な改正要望事項

所得税

1. 人的控除を抜本的に見直すこと。

(継続一部修正)

【理由】

基礎控除・配偶者控除・扶養控除等の基礎的人的控除は、所得税の計算構造のベースとなる極めて重要な要素である。したがって、その改正にあたっては、政策目的を達するための視点ではなく、「公平」「中立」を根底に据えた基本思想に基づく抜本的な見直しが必要であるとする。

(1) 現行制度の問題点

基礎的人的控除の趣旨は、憲法第 25 条に規定する生存権等を背景として、「最低生活費を課税対象から除外すること」にある。したがって、本来、これらの基礎的人的控除により、担税力が公平に測定されなければならない。

平成 29 年度税制改正では、配偶者控除及び配偶者特別控除について控除額 38 万円の対象となる配偶者の合計所得金額の上限が 85 万円に引き上げられたが、依然として勤労選択について、租税の中立性が確保されたとは言い難い。近年の働き方の多様化、家族のあり方の変化を鑑みると、個々の所得控除を場当たりに改正するのみでは到底対応できない状況となっている。

(2) 平成 30 年度税制改正における対応

先に述べた状況にあるにもかかわらず、平成 30 年度税制改正では、給与所得控除額及び公的年金等特別控除額が引き下げられ、基礎控除額が 10 万円引き上げられ 48 万円とされたものの、およそ抜本的な改正とは言い難く、特に基礎控除の最低生活費部分に課税しないという趣旨から考えると、その金額はまだ低い水準であると言わざるを得ない。

(3) 具体的な改正案

そこで、現状の人的控除すべてについて、その趣旨から所得控除、税額控除、ゼロ税率を含め総合的に見直すべきであるとする。

基礎控除については所得控除を維持し、生活保護費を基準とした金額まで大幅に増額することにより、若年層・低所得者層の税負担を軽減させるべきである。さらに、配偶者控除及び配偶者特別控除を廃止または少額の税額控除とすることにより、配偶者の有無による税負担の差異をなくし、租税の中立性を確保すべきである。

扶養控除その他の人的控除については社会保障制度による給付と一体的に見直すべ

きであり、税制で対応する場合には、所得の多寡により税負担の軽減額が異ならない、税額控除方式とすべきである。

また、配偶者控除、配偶者特別控除、基礎控除に導入された、所得金額が一定金額を超える者について控除額が通減し、消失する仕組みは、理解しにくいものとなっており、本来目指すべき「簡素」な税制に逆行するものである。累進税率下で高所得者の負担軽減額が大きくなることへの対応と説明されているものの、最低生活費を課税対象から除外する所得控除の趣旨から、所得の多寡により控除額を変動させるべきではない。

消費税

1. 複数税率は税制の基本原則である「公平」「中立」「簡素」のいずれにも反するものであり、その導入に断固反対する。 (継続一部修正)

【理由】

(1) 公平について

消費税増税による痛税感と逆進性の緩和といった低所得者対策として軽減税率を導入するということではあるが、対象の品目を多く消費する高所得者がより恩恵を受けることになるため、低所得者対策としての実効性は極めて限定的である。実効性のある低所得者対策をするためには、税制の見直しのみで手当てすべきではなく、社会保障制度の見直しも含めた抜本的な検討が必要である。また、軽減税率の導入によって特定品目に軽減することは、消費一般に広く公平に負担を求める税という消費税創設の主旨に反する。

(2) 中立について

軽減税率を適用する品目の選択について、明確な基準を設定することは困難であり政治的恣意性の介入が避けられないことになる。これにより、消費者の購買に関する意思決定に対して税制がさらに大きな影響を及ぼすことになり、経済活動の中立性が阻害される。

(3) 簡素について

実務面では、軽減税率の導入により対象品目の仕分け、レジシステムの更新等、納税者にとって過大な事務負担増加となる。一方、軽減税率適用品目を悪用した不正行為や誤謬に対する体制整備など、課税庁にとっても徴税コストの増大が懸念される。また軽減税率の適用品目を巡る訴訟の多発も想起され、過大な費用と時間が浪費されることが予想される。

低所得者対策としての実効性が極めて限定的であることに比して、課税庁・事業者ともに余りにも過大なコスト負担を招くこととなり不適切である。

2. 帳簿方式を維持し、インボイス方式の導入には断固反対する。 (継続一部修正)

【理由】

平成 28 年度税制改正により、平成 35 年 10 月 1 日から、適格請求書等保存方式（以下「インボイス方式」という）が導入されることとなったが、以下の理由からその導入に断固反対する。

(1) インボイス方式の導入理由が不明確

わが国において、複式簿記による記帳は定着しており、現状の帳簿方式により、約 30 年もの間、税率の引き上げにも十分対応してきた歴史があり、仕入税額控除の要件を変更する必要性はない。インボイス方式に拠らずとも正確な消費税計算が行われている実態を踏まえるべきである。

(2) 事業者の事務負担が増大すること

現行の帳簿方式についてはわが国に消費税が導入されて以来、事業者の間で馴染んできた。しかし、インボイス方式が導入されれば事業者は、適格請求書又は適格簡易請求書（以下「適格請求書等」という）の発行業務や保管業務に追われるばかりでなく、受領した適格請求書等が適正であるかどうか等の確認作業も必要になるものと思われる。このような新たな事務負担を事業者に負わせることは適切ではない。

(3) 免税事業者が取引から排除される恐れがあること

インボイス方式では、適格請求書発行事業者から交付を受けた適格請求書等の保存が仕入税額控除の要件とされている。また、免税事業者については適格請求書等が交付できないこととされており、導入時、免税事業者からの仕入れにつき、経過措置として一定期間、一定割合の仕入税額控除を認めているものの、それ以後は一切の仕入税額控除を認めないこととされた。以下「六、消費税関係 1.」で後述する免税点引下げに関する議論も残るものの、インボイス方式の導入後、免税事業者が商取引から排除されることにつながりかねない。

地方税

1. 課税標準及び税額の計算並びに申告方式を国税と統一すること。 (継 続)

【理 由】

(1) 法人に対する地方税課税について

事業税には所得に応じて課税される所得割と外形標準により課税される資本割及び付加価値割があり、法人住民税には法人税額に応じて課税される法人税割と資本金額及び従業者数により課税される均等割があり、法人にとって大変わかりにくい制度となっている。

事業税と法人住民税を統合し、所得に応じて課税する所得割と所得に関係なく課税する均等割の2種類に整理すべきである。さらに所得割の課税標準は法人税の課税標準と同じ金額とし、均等割についてはその課税標準及び税率について現行制度にとらわれることなく、検討すべきである。

(2) 個人に対する地方税課税について

所得税がその年の所得を基準とする申告納税方式を採用しているのに対し、個人住民税はその前年の所得を基準とする賦課課税方式を採用していることを筆頭に、様々な違いがあり、納税者に無用の混乱を与えている。

個人住民税も所得税と同様に現年課税とし、申告納税方式とすべきである。現行制度も、所得税の確定申告と同様の課税標準申告がなされていることから、賦課課税方式に拘泥する必要はないと考えられる。個人住民税の所得控除額が国税よりも低く規定されていることについて、個人住民税の応益性から課税ベースを広くするためと説明されることがあるが、応益負担については、均等割として課税する方法を検討すべきである。

(3) 制度の簡素化による効果について

これらの抜本的な見直しを通じて、地方税と国税との計算方法及び申告方式を統一し、法人も個人も一度の確定申告で済む簡素な制度を構築すべきである。

課税標準を国税と等しくすることについては、地方の課税自主権を侵害するのではないかと懸念もあるが、税率・税額控除について地方に裁量権を与えることにより、課税自主権は守られるように運用すべきと考える。

以上述べたように抜本的な見直しを行うことで、現行、国・都道府県・市町村それぞれで行っている事務を大幅に簡略化することができ、これらに係る行政コストを大幅に減らすことが可能となる。

Ⅲ 改正要望事項

一 国税通則法・税務行政関係

1. 税務行政に関する手続を整備し充実させるため、税務行政手続に関する法整備をし、納税者権利憲章を定めること。 (継続一部修正)

【理由】

申告納税制度の更なる発展のためには、納税者の正当な権利を保護することにより税務行政に対する信頼を確保しなければならないが、わが国にはこれらに関する明文規定がない。

先進諸外国においては、租税に関する納税者の権利と義務の考え方が既に確立されている。そこで、課税庁は調査等行政手続に関し説明責任を果たすことにより納税者の権利を擁護し、また一方、納税者は自らの納税義務を正しく理解し果たすことができるように手続に関する法整備をすべきである。そして、課税庁は納税者にこの手続規定の周知を図るべきである。

また、平成 23 年度税制改正大綱に示された「納税者権利憲章」は納税者の権利及び義務を分かりやすく説明するものである。税制・税務行政全般にわたり国民の信頼を確保し、申告納税制度の理念にそって納税義務が適正に実現されることに重要な役割を果たすものであり、その成立を求める。

2. 国税通則法 99 条を廃止すること。 (継続)

【理由】

現行の国税通則法 99 条においては、国税不服審判所長が通達と異なる解釈等による裁決を行うときは、あらかじめ国税庁長官に意見を通知することとされ、国税不服審判所長の意見が審査請求人の主張を認容し、かつ国税庁長官がその意見を相当と認める場合を除き、国税庁長官は国税不服審判所長と共同して意見を国税審議会に諮問し、国税審議会が議決する。その国税審議会の議決に基づき、国税不服審判所長が裁決しなければならない、こととなっている。

しかし、国税審議会の管轄は国税庁にあり、その審議会の委員は財務大臣が任命するなど、依然として課税庁から分離独立した第三者機関とは言い難い状態となっていることは問題である。

そこで、国税不服審判所に、通達と異なる解釈による裁決が制限なく行うことができる権限を与えるとともに、課税庁から分離独立した第三者機関とすることによって、その公正中立性をより高めるべきである。

また、通達と異なる解釈による裁決が制限なく行うことができるようになれば、当然、納税者が税務事案を判断する上で欠くことのできない情報となるため、すべての裁決事例

を公表すべきである。

3. 電子申告等のさらなる普及・利用促進を図るための施策を講じること。

(継続一部修正)

(1) 受付時間をさらに拡大すること。

(継続)

【理由】

既に、ある程度利用されている電子申告等について、さらなる普及・利用促進を図るためには、利用者にとっての利便性をより向上させるべきである。

メンテナンス時間を除き、24時間365日受付可能とすることにより利便性を向上すべきである。

(2) e-Tax と eLTAX の受付システムを一元化すること。

(継続)

【理由】

受付システムを一元化することにより、利用者は一つのID・パスワードで申告等が可能となり、利便性向上につながり、税務行政コストの軽減にも資する。

(3) 電子申告に対応していない別表は、イメージデータによる提出ができるようにすること。

(継続)

【理由】

添付書類についてイメージデータによる送信が可能となったが、電子申告に対応していない別表については送信できない。利便性向上を図るためイメージデータによる提出を可能とすべきである。

(4) ダイレクト納付の利便性を向上させること。

(継続)

【理由】

法人については地方税のダイレクト納付ができないために利用を促すことができない状況にある。地方税もダイレクト納付に対応すれば飛躍的に利用拡大が図られる。さらに今後、全金融機関で対応可能となるよう改善していくべきである。

4. 税務署に提出した届出書・申請書・申告書について、提出書類の閲覧のみでなく、謄写ができる措置を講じ、かつ、その手続きを簡素化すること。 (継続一部修正)

【理由】

過去の申告事績等を確認して適正な申告書等の作成を行うため、申告書等の閲覧サービスが実施されているが、閲覧し書き写すことのみ認められ、謄写は認められていない。納税者本人又は代理人であることが確認できた場合には、閲覧時の行政コスト等の削減や納税者の利便性を考慮し、謄写等ができる措置を講じるべきである。

特に、代理人が閲覧を申請する場合、納税者本人や代理人本人の確認のための書類の提示や提出が必要となるが、税理士が代理人である場合に限り、職権により閲覧・謄写を可能にするなど、この負担を軽減し、手続きを簡素化すべきである。

5. 贈与税課税価格及び税額の開示を相続人の各人別に開示すること。 (継続)

【理由】

相続税の申告をしようとする者が、他の相続人等が被相続人から受けた①相続開始前3年以内の贈与又は②相続時精算課税制度適用分の贈与に係る贈与税の課税価格の合計額について開示を請求した場合の当該開示書においては、①及び②の課税価格の合計額のみが開示されるが、相続人ごとの贈与税の課税価格及び贈与税額が開示されないと各相続人の負担すべき正確な税額が算定できないので、(特に相続時精算課税の適用が孫までと広くなった為、今後相続税額の2割加算が行われる場合など想定される) 相続人各人ごとの贈与税の課税価格及び贈与税額の開示とすべきである。(相法 49)

6. 税に関する窓口を一本化すること。 (継続)

【理由】

現在、税に関する窓口は税務署・都道府県・市区町村等複数存在しており、各都道府県・市区町村について届出書等や納付書の様式が異なるなど、納税者にとって簡素とは程遠い状態にある。

そこで、税に関する窓口を一本化することによって、納税者の利便性を向上しかつ税務行政コストを軽減すべきである。

7. 印紙税は廃止すること。

(継 続)

【理 由】

印紙税は、経済取引に伴い作成される文書の背後に経済的利益があると推定されること、及び文書を作成することによって取引事実が明確化し、法律関係が安定化することに着目して広範な文書に軽度の負担を求める文書課税であり、流通税として位置づけられている。しかしながら、いわゆる IT 書面一括法により、契約は紙の契約書の作成に代えて、電磁的手段によっても行うことができる。電子手形をはじめとして紙媒体によらない電磁的記録が文書と同等の法律効果を付与されており、課税の根拠が希薄化している。この結果、ペーパーレスを安定したシステムとして運用できる大企業等と、それができない中小企業・個人事業者等との間に著しい不公平を生じている。課税の公平の観点から、印紙税は廃止すべきである。

二 所得税・法人税共通関係

1. 減価償却制度を簡素化すること。 (継続一部修正)

【理由】

減価償却制度は、度重なる税制改正によって計算方法が新旧併存となり、以後の償却計算は3種類の計算方法を長期間併用せざるを得ない状況となっている。

減価償却制度は大多数の事業者の所得計算に直接関係する制度であるため、できるだけ簡素な制度が望ましく、いたずらに複雑化することは納税者の事務負担を増し、無用な混乱を招く。そのため、取得時期により区分されている現行の新旧併存の計算方法は、新しいものに一本化すべきである。

計算方法の一本化にあたっては、そもそも減価償却制度が企業会計の要請に基づくものであることから、一般に公正妥当と認められる会計基準にしたがって計上された減価償却費を税務上も認める方向で検討すべきである。したがって、税法基準による新旧併存の計算方法を廃止し、改正前に取得された既存資産についても、同一種類・同一用途の減価償却資産について事業者が採用する会計上の減価償却方法による償却を認めるべきである。

(法令 48、所令 120)

2. 少額減価償却資産に関する金額基準を統一すること。取得価額 30 万円未満の少額減価償却資産を取得時全額損金算入又は必要経費算入とし、一括償却資産の 3 年償却制度及び中小企業者等の即時償却の特例を廃止すること。 (継続一部修正)

【理由】

現行の少額減価償却資産については、本来の 10 万円基準と、一括償却資産の 20 万円基準、さらに中小企業者等には特例措置としての 30 万円基準が存在し、事務処理を煩雑にしている。税制の簡素化及び経済の活力維持を図るため、これら 3 つの金額基準を統一するとともに、基準金額以下の取得資産については、企業規模を限定せずに取得時全額損金算入又は必要経費算入とすべきである。

金額基準については、現行の少額減価償却資産の基準金額が取得価額 30 万円未満とされていることから、30 万円未満とすべきである。また、金額基準を統一する以上、適用対象資産の 300 万円の上限についても廃止すべきである。(法令 133、133 の 2、所令 138、139、措法 28 の 2、67 の 5)

3. 親族の範囲を見直すこと。

(継 続)

【理 由】

税法で多用する「親族」という文言は、民法からの借用概念で配偶者、6親等内の血族及び3親等内の姻族（民法725条）を指し、明らかに広範囲である。

所得税では「扶養」親族あるいは「生計を一にする」親族などその範囲を限定した規定が多く、逆に、法人税では無限定で使用される規定が多い。例えば、同族関係者の範囲は利益を共有すると思われるグループを包括的に特定するものであるから、その範囲を配偶者、直系血族及び兄弟姉妹並びに一親等の姻族に限定した方が現代社会における親族間交流等の実態に即した取扱いとなる。

このように、民法の親族規定を安易に援用せず、それぞれの規定の趣旨等に鑑み、その範囲を個別に制限して現実に即した課税要件を定めることとすべきである。（法令4）

4. 社会保険診療報酬の所得計算の特例に関する制度を廃止すること。（継続一部修正）

【理 由】

社会保険診療報酬の所得計算の特例は、昭和29年に社会保険医に対する所得基準の維持、所得計算の簡素化、国民皆保険制度の定着等を目的に創設されたものである。

この制度は、収入金額に対して段階的に概算必要経費額を計算し、経費の実額計算を省略することができることになっているが、課税の公平の立場から見ても、原則どおり記帳に基づく実額の損益計算によるべきである。

また、平成23年度税制改正において、税務調査におけるすべての課税処分理由を付記するための納税者側の義務として、個人の白色申告者に記帳が義務化された。このことから、必要経費を概算で控除する特例が存在することは望ましくないため、早急に廃止すべきである。（措法26、67）

三 所得税関係

1. 給与所得控除額及び公的年金等控除額について、より実態的な担税力を反映する金額もしくは算定方法に見直すこと。 (継続一部修正)

(1) 給与所得控除額を見直し、概算控除額を実額控除額に近づけること。

(継続一部修正)

【理由】

本来、給与所得控除は必要経費の個別的認定が困難であるため概算経費控除を認めるべき、との理由から設けられているものである。しかし、平成 26 年度税制改正以後、高額な給与所得者の控除額に上限を設け、平成 30 年度税制改正では基礎控除へ振り替える意味で一律 10 万円の減額が行われたが、いずれも経費実額に照らした見直しになっておらず、公平性を欠いている。この点、給与所得控除額全体を見直し、実額控除額に近づけるべきである。給与所得控除額は全体的に経費実額より高く設定されていると考えられるので、引き下げる方向での改定をするべきである。ただし、この見直しにおいて、仮に給与所得控除額を引き下げる場合には、最低生活保障額の一部が給与所得控除に含まれていることを前提にしたような低い水準にある基礎控除等の各種所得控除の見直しを行い、真に「課税の公平」を実現できるよう所得課税全般にわたる再構築が必要であると考えられる。

同時に、給与所得控除額以上に実額経費を支出した給与所得者への手当として、給与所得者の特定支出控除制度について、給与支払者の証明を廃止するなど、制度の手続きを簡素化し、利用を促進すべきである。(所法 28、所令 167 の 3 から 167 の 5)

(2) 公的年金等控除額の抜本的な見直しを図ること。

(継続一部修正)

【理由】

社会保障費が増大する一方で、担税力があると見受けられる高齢者に対しても、少なからぬ公的年金等控除額の控除が認められており、年金収入が増えるほど公的年金等控除額も増える点が問題と考える。最近では、働きながら年金を受給する高齢者も増えてきており、その場合、公的年金等控除と給与所得控除の両方を享受している。また、不動産所得や事業所得のある年金受給者も多数みられる。現行制度では、これらの者についても、公的年金等控除が受けられ、担税力の観点から問題がある。

平成 30 年度税制改正では、年金収入が 1,000 万円超の場合について見直されたものの、依然としてこの問題は解消されていない。

これらの問題の背景として、生存権を保障する人的控除額があるにも関わらず、それに加えて公的年金等控除額が必要である理由が曖昧になっていることが指摘できる。したがって、公的年金等控除について抜本的な見直しを図るべきである。(所法 35④、措法 41 の 15 の 3)

2. 寡婦控除及び寡夫控除に婚外子を有する者を対象に加え、適用要件を見直すこと。

(継続一部修正)

【理由】

現行の寡婦控除は、過去に婚姻をしていたことが要件となっているが、平成 25 年 9 月 4 日最高裁の「婚外子についての法の下での平等」に関する判断及び子育て支援の観点から、婚外子を有する未婚の者を寡婦と同等に取り扱うよう範囲を拡大するべきである。また、男女間における課税の公平の見地から寡婦と寡夫の区別をなくすとともに、現在の社会状況に照らし合わせ、死別と離婚を区別する制度についても廃止すべきである。

なお、所得控除について抜本的な改正が行われる際には、上記の問題点についても十分に配慮すべきである。(所法 2①三十、2①三一、81)

3. 年少扶養控除の復活をすること。

(継続一部修正)

【理由】

子ども手当制度は、厚生労働省『子ども手当についての 1 問 1 答』によれば、「次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援し、家計の収入の如何にかかわらず確実に支給されるよう所得制限を設けない」との理念にもとづき、平成 22 年 4 月に導入された。制度導入当初は、所得制限なしに一律子ども一人につき月額 13,000 円が支給され、それにともない年少扶養控除が廃止された。平成 23 年 10 月からは年齢と子どもの人数により支給額が変更になった。その後、平成 24 年 4 月に現在の児童手当制度に変更となり、受給要件に扶養親族等の数による所得制限が加えられ、所得制限額以上の者は児童の年齢に関係なく子ども一人につき月額 5,000 円となっている。

このように所得制限が加えられたことにともない、納税者によっては負担増となっているため、年少扶養控除を復活すべきである。

なお、所得控除について抜本的な改正が行われる際には、上記の問題点についても十分に配慮すべきである。

4. 医療費控除を簡素化し、将来的には廃止すること。 (継 続)

【理 由】

現状の医療費控除は、政令・施行規則及び通達での規定が多く、控除の対象となるか否かの判断が困難である。加えて、平成 28 年度税制改正において、セルフメディケーション税制が導入され、さらに複雑な制度となっている。

高齢化が進み、高齢者の確定申告頻度が高くなっているなか、医療費控除制度が過度の負担となっているため、誰もが迷うことのない簡素な仕組みを構築すべきである。

加えて、本来、医療費に対する助成は、医療保険制度により完結させるべきで、税制で手当すべき性質のものではない。したがって、将来的には、所得税における医療費控除は廃止すべきである。(所法 73)

5. 担税力を喪失した事実に対しては、損益通算・損失の繰越等を通じて適切に手当すること。 (継続一部修正)

(1) 土地建物等の譲渡益について、事業所得等の損失との損益通算および純損失の繰越控除を適用すること。 (継 続)

【理 由】

損益通算制度は、所得の種類を問わず適正な担税力に応じて課税するという課税原則の基本理念を実現するための制度である。ことに、土地建物等の譲渡益と事業所得等の損失について損益通算及び純損失の繰越控除を認めないことは、担税力を失った部分に対しても課税することになり、所得課税の基本である「応能負担原則」に著しく反する。

事業所得等が損失である場合に行われる土地建物等の譲渡はその損失額の補填のために行われるものが多く、これらの所得を互いに無関係に取り扱うことは、法人企業と個人企業との間に課税上の不公平を生じさせている。(所法 69、70、措法 31、32)

(2) 不動産所得にかかる損益通算の特例を廃止すること。 (継 続)

【理 由】

この特例はかつて地価の著しい高騰時に対応すべく設けられた措置（平成 4 年分以後）であり、現在のような地価の状況を考えれば不要な規定である。また法人税においては、平成 10 年度税制改正によって、新規取得土地等にかかる負債利子の課税の特例が廃止されており、これとの整合性を保つためにもこの制度は廃止すべきである。(措法 41 の 4)

(3) 青色申告書を提出した年分の純損失の繰越控除期間を短くとも7年に延長すること。 (継続一部修正)

【理由】

暦年単位課税は課税技術上の便宜的なものであり、事業自体の継続性からみれば本来利益金額と損失金額は通算されるべきものである。したがって、青色申告における純損失の繰越控除の控除期間については本来制限を設けるべきではない。下記のような関連規定に配慮するとしても、短くとも7年に延長することが妥当と考える。

- ① 青色申告法人の欠損金は繰越控除期間が10年となっていること
- ② 帳簿書類等の保存期間が7年であること
(所法70)

(4) 雑損失の金額の繰越控除期間を5年に延長すること。 (継続)

【理由】

災害により住居を消失した場合、3年で被災前の生活に戻ることは困難であり、控除額が残ってしまうことが考えられることから繰越控除期間を延長すべきである。繰越控除期間は更正期間を踏まえ5年とすべきである。(所法71、所令204)

(5) 居住用財産の譲渡損失及び繰越控除の特例について、買換要件及び借入要件を撤廃すること。 (新規)

【理由】

居住用財産の譲渡損失は、個人の生活に必要な資産の価値の損失であり、最低限の担税力を担保するには、損益通算及び繰越控除の適用対象となるべきものである。また、担税力は、買換資産の有無あるいは借入金の有無によって影響を受けるものではない。(措法41の5、41の5の2)

(6) 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除期間を延長すること。 (新規)

【理由】

その年の前年以前3年以内の各年において生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額は、その年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得の金額から控除される。更正期間が5年とされていることを考慮すると、譲渡損失の繰越期間をその年の前年以前3年以内から5年以内に延長するべきである。(措法37の12の2)

6. 青色事業専従者給与の必要経費算入の規定を適用するに当たり、形式的要件のうち従事期間要件を廃止すること。 (継続一部修正)

【理由】

青色事業専従者と一般の労働者が受ける労務の対価の経済的性質はなんら変わるころはない。しかし、所得税法では青色専従者給与に関して、6月若しくは従事可能期間の二分の一を越えることを必要経費算入の形式的要件としており、これは働き方の選択の自由を阻害するものである。また、事業繁忙期にのみ専従者を必要とするような場合に、従事期間の要件により青色専従者給与が認められない可能性もある。専従の判定は従事期間中の状態で判断できれば十分であり、青色事業専従者についてのみ従事期間要件を設けることは著しく公平性を欠くものであり、見直すべきである。(所法 37、所法 56、所法 57、所令 165①)

7. 年の中途で死亡した場合の所得税の確定申告(準確定申告)の申告期限及び諸届の提出期限を延長すること。 (継続)

【理由】

年の中途で死亡した場合の所得税の確定申告(準確定申告)の申告期限は死亡した日から4月以内となっている。一方、相続税の申告期限は、10月以内である。準確定申告の申告期限内においては分割協議前で所得の把握が困難であることも多いことに配慮し、準確定申告の申告期限を相続税の申告期限に合わせるべきである。(所法 125)

また、その際、被相続人の事業を承継した場合の青色申告承認申請書等の諸届についても、提出期限を延長すべきである。

8. 「記入済み申告制度」の導入を検討すること。 (継続一部修正)

【理由】

「記入済み申告制度」とは、雇用主・金融機関等の第三者が税務情報を税務当局へ事前に報告を行い、納税者が確定申告に際し税務当局へアクセス(たとえば、情報提供等記録開示システム「マイナポータル」を通じて、税務当局へアクセス)し記入内容の確認修正等を行うことで簡易に確定申告が終了する、という制度である。

この制度の導入により、税務当局の業務効率化等の効果が得られるだけでなく、将来的には、例えば「年末調整制度を廃止し、納税者はすべて自ら確定申告を行う」といった形で自主申告制度を普及促進させる仕組みを構築する足がかりとなることが期待される。この点、本制度の導入は、納税者の主権意識の向上、ひいては、より高次元の民主主義社会の構築に資する可能性がある。

9. 財産債務調書の提出制度を廃止すること。

(継 続)

【理 由】

財産債務調書提出制度は、平成 27 年度税制改正によって、従前の財産債務明細書より提出義務者の範囲が縮小された。しかしながら、一定の所得金額以上かつ一定の価額以上の財産を有する者に対して財産及び債務という個人情報提出を求めている点、さらに、所得税確定申告期に提出義務を課することによる過重な事務負担について、依然、問題が残されたままである。また、提出すべき所得税の申告書等は、所得税計算に直接必要なものに限るべきである。現在、社会保障・税番号制度が整備されていることも考慮すれば、提出制度自体を廃止すべきである。(内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第 6 条の 2)

四 法人税関係

1. 職務執行の対価である役員報酬については、当然に損金算入が認められるべきであることから、その損金算入要件を緩和すること。 (継続)

- (1) 役員給与の損金不算入規定を見直すこと。 (継続)

【理由】

会社法では、役員給与は職務執行の対価として会社から受ける財産上の利益とされている。役員に対する相当な職務執行の対価は法人の収益を得るための必要経費であるので、法人税法においても、役員給与は原則として損金算入とすべきである。その上で、損金不算入となる役員給与を規定すべきである。(法法 34)

- (2) 「定期同額給与」の定義を明確にすること。 (継続)

【理由】

「定期同額給与」は、損金算入される通常の月額役員給与の範囲を表す概念であり、役員給与の法人税法上での取扱いを左右する極めて重要な要件としての位置付けを有する。しかし、この「定期同額給与」について、条文上の文言からは予想もできない解釈・取扱いが課税庁から公表されている。このことは、当該規定及び文言自体に不備があることの見表れである。とりわけ近年の経済状況下では、経営状態に応じて迅速に役員報酬減額に応じる必要が考えられるが、損金算入が是認される減額理由について法人税基本通達での具体的な取扱いが十分に整備されているとは言えず、税制としては不十分である。さらに、法人設立第一期目に「定期同額給与」を期首に設定することも困難である。したがって「定期同額給与」を企業実態に即した柔軟な概念に改め、その上でこれに含まれないケースを限定的に列挙し、解釈の違いによる実務上の混乱を生じさせないように配慮した明瞭な規定にすべきである。(法法 34①一)

- (3) 定期給与を支給しない役員に対して支給する「事前確定届出給与」について届出要件を緩和すること。 (継続)

【理由】

定期給与を支給しない役員に対して支給する給与で所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づくものは、同族会社以外の法人は事前の届出を要せずに損金算入となる。しかしながら、この給与について、同族会社とそれ以外の法人を区別した取扱いとする根拠は明らかではない。

特に、対象となる役員が当該会社の同族関係者でない場合や、継続して同じ役員に同額が支給されている場合などは、届出を要件とするまでもなく損金算入すべきである。(法法 34①二)

2. 「同族会社の行為計算否認規定を準用する」とは減額更正を含む取扱いであることを明確にすること。 (継続)

【理由】

平成 18 年度税制改正により、法人税法 132 条 3 項、所得税法 157 条 3 項、相続税法 64 条 2 項等に準用規定が創設された。しかしながら、条文上「準用する」としか書かれていないことから、①準用規定が創設されたことで減額更正が認められる、②税務署長の増額更正権限規定の準用であり減額更正は認められない、③減額更正に無理があるとしてつ条件付きで減額更正もあり得るなどさまざまな解釈が生じている。

実務上の混乱を避けるためにも、取引の是正後を含め、減額更正することを明確に示す規定に改正すべきである。(法法 132③、所法 157③、相法 64②)

3. 交際費等の損金不算入制度を廃止すること。 (継続)

【理由】

交際費等はそもそも企業が収益を上げるために、その費用として支出されるものであり、企業運営上の必要経費である。交際費課税が始まった昭和 29 年以前は過度の接待、飲食等に対する社会的モラルが問題となり冗費を抑制して企業の内部留保の充実と体質強化を図る必要が求められたが、今日においては不必要な支出は企業自身が抑制する傾向にあり、現状下において課税されることの合理性はなく、交際費等の損金不算入制度を廃止すべきである。(措法 61 の 4)

4. 一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従い計上した引当金は、その損金算入を認めること。 (継続)

(1) 賞与引当金、退職給付引当金の繰入について損金算入を認めること。 (継続)

【理由】

労働協約や就業規則等において賞与の支給、退職給付について定めている場合には、企業は従業員に対し法的債務を負っているものであり、企業会計上もその負担分を引当金として計上することが要求されている。

しかしながら、税制がこれら引当金の繰入について損金算入を認めていない結果、現状では多くの中小企業で賞与、退職給付債務が簿外債務となってしまっている。

適正な期間損益計算を課税所得に反映させることは、税負担の平準化に有効であることから、これらの引当金の繰入について損金算入を認めるべきである。

(2) 貸倒引当金の繰入について損金算入を認めること。

(継 続)

【理 由】

貸倒引当金は、適正な資産評価及び損益計算のために計上されるものであり、企業会計原則において、将来の貸倒損失の発生に備えた合理的な会計処理として認められている。税法においても、適用対象法人を限定することなく、貸倒引当金の繰入について損金算入を認めるべきである。(法法 52 条)

5. 欠損金の繰越控除額を制限しないこと。

(継 続)

【理 由】

欠損金の繰越控除制度は、法人の資本の維持及び担税力を考慮すれば、全額控除することが必要であり、資本金額や所得金額をもとに控除限度額を設けることは、担税力を超えて課税することになり、租税制度を歪めることになる。(法法 57)

6. 特定同族会社の留保金課税は廃止すること。

(継 続)

【理 由】

留保金課税制度は、個人企業と同族会社との間の負担の公平を図るため創設されている。しかしながら平成 19 年度改正により、資本金又は出資金の額が 1 億円以下の特定同族会社が適用対象から除かれることになったため、この制度の適用範囲は著しく狭まっているのが現状である。さらに、経済環境の変化が著しい状況を鑑み、内部留保による財務体質の強化を支援する観点からも留保金課税の完全なる廃止を求める。(法法 67)

五 相続税・贈与税関係

1. 相続税の生命保険金及び退職金の非課税限度額を引き上げること。 (継続)

【理由】

年金等の公的扶助による社会保障制度が近年の少子高齢化によってその機能が危ぶまれている中で、自助による相続人の社会保障のために保険金及び退職金は重要性を増している。また、死亡保険金は多くの保険契約者が支払った保険料のプールの中から保険金受取人に支払われるものであり、通常の相続財産とは異なり、遺族の生活安定のために支払われるという性格である。さらに、相続税の納付資金を確保するために利用されている場合も多い。

したがって、これらの見地から非課税限度額を引き上げるべきである。(相法 12)

2. 相続税の連帯納付義務を廃止すること。 (継続)

【理由】

各人の負担する相続税額は取得した遺産の額に応じて算出されており、相続人としての納税は完了しているにもかかわらず、他の共同相続人の事情により完納できない場合、納税を完了している相続人に連帯納付義務が発生するのは不合理である。また、平成 24 年度改正により延納や納税猶予の適用を受けている連帯納付義務は解除されることになったが、これら以外の者については申告期限等から 5 年を経過しないと連帯納付義務が解除されず、依然として 5 年間にわたって不安定な状態が継続することになる。

さらに、相続時精算課税の適用を受けている共同相続人がいる場合には、相続開始時までに当該贈与財産を費消もしくは災害等で消失することもあるので、他の相続人に過度の税負担を強いるべきではない。(相法 34)

3. 相続税の申告期限を現行の 10 ヶ月から 1 年とすること。 (継続一部修正)

【理由】

相続税の申告においては、相続時精算課税等の生前贈与や海外資産の有無の確認等に相当の時間を要するうえに、遺産分割協議が調うまでに相当の期間を要する場合がある。また、民法は、遺留分の減殺請求の期間を 1 年以内と規定しており、現行の相続税法では、申告期限後に遺留分の減殺請求が行われることもある。さらに、相続税法の改正により、平成 27 年以降の相続から相続税の申告件数が増加しており、納税者の不利益防止や納税者と課税庁双方の利便性の向上に資するためにも、相続税の申告期限を 1 年以内とすべきである。(相法 27)

4. 財産評価基本通達で示されている財産の評価方法を見直すとともに、評価に関する基本事項を法令で規定すること。 (継続一部修正)

【理 由】

財産評価基本通達は、納税者間の公平の維持、納税者及び課税庁双方の便宜、徴税費の節減等の観点から画一的かつ詳細な評価方法として定められているが、実際の資産価値を適正に反映するとは言い難い取り扱いもあるので、見直しが必要である。

資産の評価を法律で規定することが不相当とする見方もあるが、納税者の基本的権利を守るためにも、評価の基本原則を法令で規定すべきである。(相法 22)

5. 取引相場のない株式の財産評価については次の通り改正すること。 (継続一部修正)

(1) 取引相場のない株式の財産評価において同族関係者の範囲を見直すこと。 (継 続)

【理 由】

取引相場のない株式の財産評価における同族関係者の範囲は、民法第 725 条の親族の範囲がそのまま用いられている。しかし、民法制定当時と比べると昨今の社会情勢では、血縁による結束や交流は希薄になってきているので見直すことが適切である。そこで、同族関係者の範囲を「納税義務者並びにその配偶者、直系血族、兄弟姉妹及び一親等の姻族」に限定すべきである。(相法 22)

(2) 取引相場のない株式の評価において、純資産価額で評価する場合に取引価額で評価する特例を廃止すること。 (継 続)

【理 由】

旧租税特別措置法第 69 条の 4 において、相続等によって取得した土地等又は建物等で相続開始前 3 年以内に取得したものについては、相続税評価額ではなく、取得価額を課税価格に算入するという規定が平成 8 年度の税制改正で廃止された。しかし、取引相場のない株式の評価において、純資産価額での計算上、評価会社が相続開始前 3 年以内に取得した土地等・建物等については、依然として通常の取引価額で評価することになっている。よって、平成 8 年の税制改正との整合性を図るためにも廃止すべきである。(評基通 185)

6. 格差の固定化につながるような教育資金贈与、結婚子育て資金贈与の非課税制度は早急に廃止すること。 (継続一部修正)

【理由】

平成 25 年 4 月から施行された教育資金一括贈与の非課税制度は、その適用件数が大幅に増加し、平成 27 年 4 月からは、結婚・子育て資金の一括贈与の非課税制度が施行された。しかし、教育資金一括贈与の非課税制度は、経済力と学力に相関関係があると言われるなか、この制度が格差拡大の遠因となりうる。そして、結婚・子育て資金の一括贈与の非課税制度は、若年世代の結婚を促し、少子化対策のためとされているが、本来その目的を達成するためには、一時的な財産の取得よりも、待機児童の解消などの社会的インフラの整備などの政策が優先的に検討されるべきと考える。

従来から、本制度がなくとも、生活の中での教育資金や子育て資金等のうち「通常必要と認められるもの」については、贈与税の課税対象とはならない。よって経済活性化のためとはいえ、所得再分配に反し、格差を拡大するような非課税制度は、廃止すべきである。(措法 70 の 2 の 2)

7. 法定相続情報証明制度を利用した証明書を、相続税申告書の添付書類とできるようにすること。 (新規)

【理由】

法務省にて平成 29 年 5 月 29 日より開始した「法定相続情報証明制度」は、各種相続手続に利用することができるとの事前説明であったが、相続税申告の添付書類としては、未だ戸籍謄本の提出を求められている。

法定相続情報証明書を添付した場合には、戸籍謄本の提出を省略できるようにすべきである。(相規 16 条 3 項)

六 消費税関係

1. 段階的に消費税の免税点を引き下げ、将来的に基準期間による納税義務の判定を廃止すること。 (継続)

【理由】

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、益税という制度上の歪みがより顕在化している。また、今後予定されている消費税率の引き上げに伴い、その歪みはさらに大きくなると予想される。

消費一般に幅広く負担を求めるという消費税の課税の趣旨や、産業経済に対する中立性の確保の観点から、本来は免税点を設けず、すべての事業者が納税義務者であることが望ましい。

現行の消費税法では、小規模事業者の事務負担に配慮して、納税義務の免税制度が設けられている。しかし、法人については、帳簿等の記帳・計算能力を考慮すれば納税義務を免除する必要性は少ないと考えられる。また、個人事業者についても、平成26年より白色申告を行う事業者への記帳義務が課せられたことから、帳簿により消費税を計算する制度的環境は整ったと考えられる。

ただし、現行法において納税義務を免除されている事業者を、一律に課税事業者とした場合の小規模事業者への経営に対する影響を考慮しなければならない。

そこで、早急な免税点制度廃止ではなく段階的に免税点を引き下げ、将来的に基準期間による納税義務の判定を廃止しすべての事業者を課税事業者とすべきである。(消法9)

2. 簡易課税制度については次の通り改正すること。 (継続)

(1) 簡易課税制度については、届出制を廃止し、当該課税期間における課税売上高により選択できる制度とすること。 (継続)

【理由】

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、益税という制度上の歪みがより顕在化している。また、今後予定されている消費税率の引き上げに伴い、その歪みはさらに大きくなると予想される。

簡易課税制度は、中小事業者の事務負担に配慮して、事務の簡素化を図るために設けられているが、現行の基準期間における課税売上高による判定では、当該課税期間における課税売上高が多い事業者まで簡易課税制度を適用できるという不都合も生じている。

そこで、基準期間における課税売上高により判定する届出制を廃止し、当該課税期間における課税売上高の多寡により選択できる制度とすべきである。(消法37)

(2) 簡易課税制度の将来的な制度廃止を見据えた上で、みなし仕入れ率を引き下げ、益税を排除すること。 (継 続)

【理 由】

簡易課税制度は、小規模零細事業者への事務負担に配慮して設けられた制度である。簡易課税で計算された税額が、本則課税の場合と比べ大きく異なるという状況は、課税の公平を図る見地から、できる限り排除することが望ましい。本来ならば本則課税で計算し申告をするのが原則であるが、小規模零細事業者の事務負担を考慮して、いわば特別に用意された制度であり、小規模零細事業者に計算上の益税を与えることを目的としたものではない。

また、簡易課税制度そのものも、制度が始まって以来約 30 年経過し、中小零細事業者の事務負担への配慮という目的は既に達成したとも考えられる事から、将来的には簡易課税制度は廃止し、本則課税へ一本化していくことにより、より課税の公平を図ることができると考えられる。

したがって、将来的な簡易課税制度廃止を見据えた上で、みなし仕入れ率を引き下げ益税を排除することが必要である。

3. 消費税法上、選択可能な各種特例制度の規定について、選択後 2 年間の継続適用を廃止すること。 (継 続)

【理 由】

消費税法における課税事業者の選択、課税期間特例の選択、簡易課税の選択、一括比例配分方式による計算の選択の各規定については、2 年間継続して適用することとされている。しかし、消費税は課税期間ごとに計算するものであるから、2 年間の継続適用を強いることは不合理であるため、2 年間の継続適用を廃止すべきである。(消法 9⑥、19⑤、30⑤、37⑤)

4. 調整対象固定資産を取得した場合の納税義務の判定の特例（消費税法第9条第7項及び同法第12条の2第2項）を廃止すること。 （新 規）

【理 由】

「調整対象固定資産を取得した場合の納税義務の判定の特例（消費税法第9条第7項）」だけでは、いわゆる「消費税逃れ」を排除しきれないため、平成28年度税制改正により、「高額特定資産を取得した場合の納税義務の免除等の特例制度（消費税法第12条の4）」が導入された。

両制度は、同様の趣旨・目的に基づいて設置されたものであるが、調整対象固定資産制度は、適用対象資産の金額基準が低い水準（100万円）とされており、「消費税逃れ」を意図していない納税者にまで対象範囲が及ぶことが多く、実務上は排除効果よりも弊害の方が多いものと見受けられる。「消費税逃れ」は高額特定資産制度で効果的に抑止されていることから、消費税法第9条第7項及び同法第12条の2第2項は廃止すべきである。

5. 消費税の各種届出書について、国税通則法第10条第2項の適用項目とすること。

（継 続）

【理 由】

各税目の申告書及び申請書等については国税通則法第10条第2項の適用を受けて、その提出期限が日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日その他一般の休日又は政令で定める日に当たるときは、これらの日の翌日をもってその期限とみなされるが、「課税事業者選択届出書」・「課税事業者選択不適用届出書」・「課税期間特例選択届出書」・「課税期間特例選択不適用届出書」・「簡易課税制度選択届出書」・「簡易課税制度選択不適用届出書」については当該規定の適用外となっている。

消費税の各種特例の選択については納税者に与える影響が多いため、納税者保護の観点から、上記、消費税の各種届出書についても国税通則法第10条第2項を適用させることとし、各税目の申告書及び申請書と提出期限を統一させるべきである。（消法9④、⑧、19②、④、37①、⑥、通法10②）

6. 課税仕入れにかかる「帳簿及び請求書等」の保存規定を、平成9年3月31日以前の「帳簿又は請求書等」に改めること。 （継 続）

【理 由】

簡易課税制度適用上限の引下げにより、消費税法の保存規定の適用を受ける納税義務者が激増した。これらの納税義務者に消費税法第30条の要件をすべて充たす帳簿書類の作成保存を課すのは、過大な事務負担を求めることになるため、納税コストが低く、取引慣行に配慮した従前の帳簿方式に戻すべきである。（消法30⑦、⑧、⑨）

7. 法人における消費税の確定申告書の提出期限について、法人税の確定申告書の提出期限の延長を受けている法人については、消費税も同様に、課税期間終了後3ヶ月以内（連結事業年度にあつては4ヶ月以内）とすべきである。（継続一部修正）

【理由】

消費税の確定申告書の提出期限について、法人については課税期間の末日の翌日から2ヶ月以内と定められている。個人事業者についても消費税法上は同様に規定されているが、租税特別措置法によって翌年3月31日と実質3ヶ月以内に延長することが定められている。

申告期限延長法人の場合に決算の確定を待たず申告期限が到来する消費税の申告については、実務的な作業に矛盾を生じさせ無用の事務作業を増加させるのみである。したがって、本法において申告期限の延長を明記すべきである。（消法45）

8. 「消費税の還付申告に関する明細書」の様式を必要最低限の内容に簡略化すること。

（継続）

【理由】

平成23年度税制改正により、控除不足還付税額のある還付申告書を提出する場合には、消費税の申告に関する明細書を添付しなければならないこととされた。あわせて明細書の様式が改正されたことにより、新たに「課税売上げに関する事項」を記載し、さらに還付申告となった主な理由の如何に関わらず「主な棚卸資産、原材料等の取得」を記載することとなり、納税者に過度な事務負担を強いることとなっている。そこで、以下のように記載事項を変更すべきである。①「課税売上げに関する事項」を記載事項から削除する。②「輸出取引・棚卸資産、原材料等の取得・固定資産等の取得」については還付申告となった主な理由に応じて必要事項のみを記載することとする。③「主な棚卸資産、原材料の取得」及び「主な固定資産等の取得」については記載量を減らすべきである。（消規22③）

9. 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者に該当する事業者については「課税売上割合が95%以上の場合の全額控除」の規定を適用できるよう改正すること。

(継 続)

【理 由】

消費税法第30条に規定する仕入税額控除は、本来課税売上げに対応するもののみが仕入税額控除の対象となるというのが原則である。これに対して、事務負担への配慮から例外規定が設けられていたが、平成23年度税制改正により、「課税売上割合が95%以上であっても、当該課税期間における課税売上高が5億円を超える事業者」については、全額控除を適用することができないこととされた。当該課税期間における課税売上高の多寡と、当該事業者の事務処理能力が一致するとは言えないため、従来設けられていた例外規定の趣旨に鑑み、中小企業基本法第2条に規定する中小企業者たる法人及び個人に該当する事業者については、全額控除を適用できる規定に改正すべきである。(消法30②)

七 地方税関係

1. 法人事業税の外形標準課税制度について、資本金 1 億円以下の中小法人には適用しないこと。 (継続一部修正)

【理由】

外形標準課税制度は、地方自治体税収の安定的な確保、応益負担課税の明確化、税負担の公平性の確保などを目的として導入された。

外形標準課税制度は、資本金が 1 億円を超える法人だけを対象として導入されたが、今後、資本金 1 億円以下の中小企業に対しても適用を拡げることが検討されている。

しかし、適用が拡大された場合、外形標準課税には賃金課税的要素もあり、一般的に人件費比率の高いといわれている中小企業の経営を圧迫し、雇用安定を阻害する可能性があるため、配慮が必要であると考えられる。

中小企業の置かれている厳しい経済状況から考えても外形標準課税の適用対象の拡大はすべきではない。(地法 72 の 2 ①一)

2. 個人事業税の事業主控除額を法人役員の給与との平衡を考慮した水準とすること。 (継続一部修正)

【理由】

個人事業税の課税標準は所得から一定の事業主控除を控除した金額であり、法人事業税の課税標準は代表者の報酬を損金算入した後の金額である。法人役員の平均給与額は国税庁「民間給与実態統計調査(平成 28 年分)」によれば、1 人あたり平均 634 万円であり、個人事業税の事業主控除額 290 万円との乖離が著しくその計算過程に公平性を欠いている。

平成 11 年に現在の控除額に引き上げられたが、この乖離を解消するため、個人事業税の事業主控除額を法人役員の平均給与額と平衡のとれた水準に引き上げるべきである。(地法 72 の 49 の 14)

3. 事業税における社会保険診療報酬の課税除外措置を廃止すること。 (継続)

【理由】

この特例措置の趣旨である国民皆保険制度は充実し、概ね達成されたと考えられる。

社会保険診療がもつ高度の公益性は認めるところであるが、これらの問題は、本来社会保険政策の枠内で対処すべきものであり、税制において対処すべき性格のものではない。医療・保険制度の普及を目的とした医師優遇税制の政策意義が薄れている今日、社会保険診療報酬の課税除外措置は、税負担の公平の見地及び応益負担の原則からこれを廃止すべきである。(地法 72 の 23、72 の 49 の 12)

4. 事業所税を廃止すること。

(継 続)

【理 由】

事業所税は、大都市における行政サービスと企業の受益関係を課税根拠とし、その用途を都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に限定された目的税として昭和 50 年に創設された。課税団体は、人口 30 万人以上のもののうち一定のものに該当するものとされているため、適用対象地域で事業を行う事業者とその隣接地域で事業を行う事業者との間に不公平が生じている。また、市町村合併により適用対象となった場合、上記の課税根拠や用途に合致しない地域の事業者まで適用対象となる不合理も生じている。さらに、事業所税は事業所床面積及び従業員給与総額を課税標準としているため、固定資産税及び法人事業税（外形標準課税）と重複した負担となっている。

このように事業所税は不公平・不合理な課税となっているため、廃止すべきである。(地法 701 の 30)

5. 固定資産税について次の改正をすること。

(継 続)

(1) 少額減価償却資産（30 万円未満）については、固定資産税の対象から除外すること。

(継 続)

【理 由】

固定資産税の賦課期日は 1 月 1 日、申告期限は 1 月末日であるが、法人が 20 万円未満の減価償却資産を取得した際、一括償却資産とするか少額減価償却資産とするかの選択は確定決算によるため、固定資産税の申告期限において確定していない場合がある。また、少額減価償却資産は即時に償却されオフバランスとなることから、事業者に複雑な管理を強いることになる。不確定要素を除去し申告業務を簡素化するためにも、少額減価償却資産は固定資産税の対象から除外すべきである。(地法 341、同 349 の 2)

(2) 償却資産の課税標準額を 1 円まで償却できるようにすること。

(継 続)

【理 由】

平成 19 年度の税制改正において減価償却制度が改正され、残存簿価 1 円まで償却できるようになったが、償却資産においては未だ取得価額の 5% が最低評価限度額とされたままである。耐用年数を経過した資産はほぼ無価値であり、1 円まで償却できるようにすべきである。(固定資産評価基準)

(3) 償却資産の申告期限を1ヶ月程度延長すること。 (継 続)

【理 由】

1月は、年末調整計算、法定調書合計表、給与支払報告書などの提出事務が集中する。
(1月末日は、法定調書並びに給与支払報告書の提出期限である。)

同時期に、償却資産の取得・廃棄を取りまとめて申告書を作成させるというのは事業者等にとって過度な事務負担であるので、申告期限を1ヶ月程度延長し負担の軽減を図るべきである。(地法 383)

(4) 固定資産税の免税点を引き上げること。 (継 続)

【理 由】

固定資産税の免税点は、同一市町村ごとに土地 30 万円、家屋 20 万円、償却資産 150 万円と定められている。

現在の免税点の金額は、平成3年以降据え置かれており、物価変動に配慮する必要がある。(地法 351)

6. 法人と個人の道府県民税均等割の不均衡を是正すること。 (継 続)

【理 由】

法人は、同一県内の異なる市町村に本店、事務所を有していても同一県に対して一の道府県民税の均等割が課税されるのみである。

一方、個人が同一県内の異なる市町村(政令指定都市にあっては区)に住所、事務所等を有する場合、その市町村ごとに重複して道府県民税の均等割が課税されている。

したがって、法人と個人の道府県民税の均等割の不均衡を是正すべく法律を整備すべきである。(地法 24)

7. 所得税確定申告書の住民税に関する事項欄に、上場株式等の配当等についての課税の選択欄を設けること。 (新 規)

【理 由】

平成29年度税制改正において、上場株式等の配当等について、住民税申告においては、所得税と異なる課税方式を選択できることが明確となった。所得税で総合課税を選択した場合、多くの場合住民税は負担増となる。そこで、所得税の確定申告書の提出後でも、納税通知書が送達される日までに住民税の申告書を提出することにより、所得税と異なる課税方式を選択することができるとされているが、申告実務が繁雑であり、納税者の利便が図られるべきである。(地法 32 の 13、地法 45 の 3)